第二十八条　法第百四十九条第一項第八号に規定する内閣府令・総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～五の二　略］

六　郵便保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は保険業法施行規則第五十七条第一項各号に掲げる事由により他の会社を子会社とした場合（法第百四十九条第一項第二号又は次号の規定により届出をしなければならない場合を除く。）

六の二　子会社対象会社（保険業法第百六条第一項に規定する子会社対象会社をいう。次号及び第十三号において同じ。）以外の外国の会社（同条第六項第一号に規定する特例持株会社を含む。次号において同じ。）を子会社としようとする場合（法第百四十九条第一項第三号に該当する場合を除く。）

六の三　子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とした場合（法第百四十九条第一項第三号又は第五号に該当する場合及び第六号に該当する場合を除く。）

七　郵便保険会社が、現に子会社としている保険業高度化等会社（保険業法第百六条第十三項に規定する内閣府令で定める会社に限る。）を保険業高度化等会社（当該内閣府令で定める会社を除く。）とした場合

八　郵便保険会社の子会社（新規事業分野開拓会社等（保険業法施行規則第五十六条第十四項に規定する新規事業分野開拓会社等をいう。次号及び第十一号並びに第六項において同じ。）又は事業再生会社（同条第十四項に規定する事業再生会社をいい、同条第七項に定める要件に該当するものに限る。次号及び第十一号並びに第六項において同じ。）の子会社を除く。）が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置の変更（変更前の位置に復することが明らかな場合を除く。）、合併又は業務の全部の廃止を行った場合（法第百四十九条第一項第三号に該当する場合を除く。）

九　保険業法施行規則第四十八条の四各号又は第五十九条第三項各号のいずれかに掲げる者に該当する者（子会社及び新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社（郵便保険会社の子会社であるものに限る。）の子法人等（保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）第十三条の五の二第三項に規定する子法人等をいう。）又は関連法人等（同条第四項に規定する関連法人等をいう。）を除く。以下この項において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合（新たに有することとなった特殊関係者が法第百三十九条第一項の認可を受けて郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する他業保険業高度化等会社（保険業法第百六条第四項に規定する内閣府令で定める会社以外の保険業高度化等会社をいう。第十一号及び第十四号の二において同じ。）である場合を除く。）

十　郵便保険会社の特殊関係者が特殊関係者でなくなった場合

十一　郵便保険会社又はその子会社が、他の会社（外国の会社、新規事業分野開拓会社等、事業再生会社、他業保険業高度化等会社及び保険業法施行規則第五十八条の七第一項に規定する特例事業再生会社を除く。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合（当該他の会社が郵便保険会社の子会社又は特殊関係者となった場合を除く。）

［号を削る。］

第二十八条　［同上］

［一～五の二　同上］

六　郵便保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は保険業法施行規則第五十七条第一項各号に掲げる事由により他の会社（法第百四十九条第一項第二号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならないとされるものを除く。）を子会社とした場合

六の二　保険業法第百六条第四項の規定に基づき子会社対象会社（同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。第十号において同じ。）以外の外国の会社を子会社としようとする場合

［号を加える。］

七　郵便保険会社がその子会社の議決権を取得し、又は保有した場合

［号を加える。］

八　郵便保険会社の子会社が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（法第百四十九条第一項第三号に掲げる場合を除く。）

［号を加える。］

九　郵便保険会社又はその子会社が、保険業法施行規則第五十八条の三第一項各号に掲げる事由により、国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合

十　郵便保険会社又はその子会社が国内の子会社対象会社（保険業高度化等会社を除く。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合（法第百三十九条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により認可を受けている